

7カ年投資奨励戦略(2015 – 2021年)

奨励基準および対象業種

タイ投資委員会(BOI)長官代理
ヒランヤー・スチナイ

2015年2月18日 (東京)

2月19日 (名古屋)

2月20日 (大阪)

サフィシエンシー・エコノミー (Sufficiency Economy) に基づき、競争力の強化、
「中所得国の罠」の克服および
持続的成長の実現を図るべく
国内外で価値ある投資を奨励すること

投資奨励政策の6つの目的

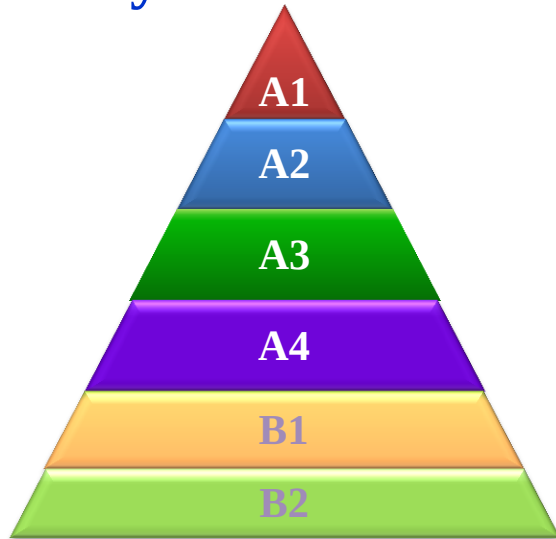
1. 研究開発、イノベーションの創出、農業・工業・サービス業における付加価値の創造、中小企業の促進、公平な競争、経済的・社会的な不平等の是正を促すことにより、**国の競争力向上に寄与する投資を奨励**
2. 持続的かつバランスの取れた成長のため、**環境にやさしい事業**、省エネ事業ならびに代替エネルギーを使用する事業を奨励
3. バリューチェーンの強化と、各地域のポテンシャルに合致する**投資クラスター**の創出を奨励

投資奨励政策

4. 南部国境地域内における経済発展の支援の目的で、**域内投資を奨励し、地域の安定化を後押し**
5. 近隣諸国との経済連携の構築と、アセアン経済共同体(AEC)創設へ向けた準備のため、**特別経済開発区、特に工業団地内外の国境地域での投資を奨励**
6. タイ企業の競争力ならびにグローバル経済におけるタイの役割の増進を図るべく、**タイからの対外投資を奨励**

新投資奨励政策の恩典付与

基本恩典 業種による恩典 (Activity-based Incentives)



業種の重要度に応じて
恩典を付与

+

追加恩典 メ리트による恩典 (Merit-based Incentives)

- 1.競争力向上のための追加恩典
- 2.地方分散のための追加恩典
- 3.工業用地開発のための追加恩典

国や産業発展に貢献する
活動への投資を奨励する
ため、追加恩典を付与

業種による恩典(Activity-based Incentives)

A2: 国の発展に貢献するインフラ事業、投資がまだ少ないかあまり行われておらず付加価値の創造に高度技術を使用した事業
(8年間の法人所得税の免除、機械・原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典)

A1: 国の競争力を向上させる、研究開発やデザインに主眼をおいたナレッジベースの事業
(8年間の法人所得税の免除(上限額なし) 機械・原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典)

A3: 既に少数の投資がタイで行われているものの、国の発展にとって引き続き重要なハイテク事業
(5年間の法人所得税の免除、機械・原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典)

A4: 技術がA1-A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンの強化につながる業種
(3年間の法人所得税の免除、機械・原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典)

B1/B2: 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとり重要な業種
(B1 機械・原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典
B2 原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典)

グループ	業種例
A1	・ ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力、または電力およびスチームの製造 (7.1.1.1) ・ クリエイティブ製品デザイン・開発サービス(3.9) ・ 電子設計 (5.6) ・ 研究開発 (7.11)
A2	・ 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient)の製造 (1.12) ・ 特殊繊維の製造 (3.1.1.1) ・ 高度技術を利用する乗り物の部品の製造 (4.8.1) ・ Organics and Printed Electronics (OPE) 製品の製造 (5.3.1) ・ 薬品の有効成分(Active Pharmaceutical Ingredients : APIs)の製造(6.9) ・ 鉄道貨物輸送 (7.3.1)

グループ	業種例
A3	・ バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤の製造 (1.1) ・ 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additive)または食品調合品 (Food Ingredient)の製造 (1.17) ・ 乗り物用エンジンの製造 (4.7) ・ 環境保護工業団地または工業地区 (7.9.1.5)
A4	・ 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造 (1.15) ・ リサイクル繊維 (Recycled Fiber)の製造 (3.1.1.2) ・ 熱処理 (Heat Treatment) (4.3) ・ 機械組み立ておよび/またはその備品の組み立て(4.5.3) ・ 衛生紙からの製品の製造 (6.13.1)

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

1.競争力向上のためのメリット(追加恩典)

投資・支出の比率により法人所得税免除の追加恩典が付与される

投資・支出の種類	追加免税上限
1.研究開発: 自社研究開発/タイ国内の外注、 または海外にある機関との共同研究開発	200%
2.委員会が同意する、技術・人材開発基金、教育機関、 専門訓練センター、国内にある 研究開発機関、 および科学技術分野の政府 機関に対する支援	100%
3. 国内で開発された技術のIPの購入/ライセンス料	100%

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

1.競争力向上のためのメリット(追加恩典)(続き)

投資・支出の種類	追加免税上限
4. 高度技術トレーニング	100%
5.ローカルサプライヤー(タイ資本比率51%以上)の開発: 高度技術トレーニングおよび技術支援	100%
6.委員会が同意する、製品およびパッケージの設計: 内製/タイ国内の外注	100%

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

1.競争力向上のためのメリット(追加恩典)(続き)

以下の追加恩典を付与する

投資・支出 最初3年間の総売上に 対する比率	追加法人所得税 免除期間 (上限額も追加)
1% または ≥ 2 億バーツ	1年間
2% または ≥ 4 億バーツ	2年間
3% または ≥ 6 億バーツ	3年間

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

2.地方分散のためのメリット(追加恩典)

一人当たり所得の低い20県に立地する

- 法人所得税免除期間を3年間追加する。但し、すでに8年間の法人所得税免除が付与されるグループ A1 およびA2の業種はそれに代わり免税期間終了後5年間にわたり法人所得税を50%減税する。
 - 輸送費、電気代、水道代の2倍までを10年間控除できる。
 - インフラの設置、建設費の25%を控除できる。
- 20県： ガラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハーサラカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、サコンナコーン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノーングブアラムプー、アムナートチャルーン、ウボンラッチャタニー

(特別奨励措置で奨励される南部国境および特別経済開発区を除く)

メリットによる恩典 (Merit-based Incentives)

3. 工業用地開発のためのメリット(追加恩典)

工業団地または奨励されている工業区に立地する
法人所得税の免除期間を1年間追加。

プロジェクト認可の規定

1. 農業、工業およびサービス業の競争力の向上

- 収入の20%以上の付加価値があること。農業、電子製品および電子部品、コイルセンターの場合は10%以上の付加価値があること
- 近代的な生産方法を有する
- 1千万バーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)規模の場合、操業開始期限日から2年以内にISO9000またはISO14000もしくはそれに相当する国際基準の認定を受けること。これが実行できない場合、法人所得税の免税期間を1年間短縮される
- 特権事業および国営事業の民営化事業は 1998年および2004年における閣議決定に従うものとする

2. 環境問題の予防

- 環境への影響予防・軽減に、十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、投資委員会は、工場立地および汚染処理について、特別審議を行う。
- 環境影響評価報告書(EIA)の提出が求められる特定の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や閣議決定を遵守すること
- ラヨン県に立地するプロジェクトは、仏暦2554年(2011年)5月2日付投資委員会事務局布告Por.1/2554号 件名「ラヨン県地域における投資奨励政策」に従うこと

3.投資金額およびプロジェクトの可能性調査

- 最低投資金額は100万バーツ以上とする(土地代および運転資金を除く)ただし、ナレッジベースのサービス業(例:電子設計、ソフトウェア、研究開発)等、委員会が指定する分野で働く人材の給与費用が年間150万バーツ以上であること
- 新規プロジェクトの場合は借入金:自己資本比率が3:1を超えないこと。拡大プロジェクトの場合は適切性に応じて検討する
- 投資金額が7億5千万バーツ(土地代と運転資金を除く)以上の場合、投資奨励申請にあたっては可能性調査(Feasibility Study)の報告書を添付しなければならない

特別経済開発区における 投資奨励政策

特別経済開発区における 投資奨励政策

 **20県** → 地方分散のための追加恩典対象

特別経済開発区 (第1群)

 **A ターク県 (タイ・ミャンマー国境地区)**

メーソード郡の8町 / ポップラ郡の3町 / ラマート郡の3町

 **B ムックダハーン県 (タイ・ラオス国境地区)**

ムアン・ムックダーハーン郡の5町 / ワーンヤイ郡の4町 /
ドーンターン郡の2町

 **C サケオ県 (タイ・カンボジア国境地区)**

アランヤプラテート郡の3町 / ワッタナーナコーン郡の1町

 **D ソンクラ県 (タイ・マレーシア国境地区)**

サダオ郡の4町

 **E トラート県 (タイ・カンボジア国境地区)**

クローンヤイ郡の3町



特別経済開発区における投資奨励政策

- 法人所得税の減免恩典 奨励対象における一般業種

- ➡ 法人所得税免除期間を3年間追加。合計8年以内とする
- ➡ A1およびA2業種は5年間にわたり50%減税する

	A1	A2	A3	A4	B1	B2
□ 業種によって付与される法人所得税の免除期間	8	8	5	3	-	-
□ 追加の免除期間	-	-	3	3	3	3
合計期間	8	8	8	6	3	3
□ 5年間にわたる50%減税	✓	✓	-	-	-	-

- その他の恩典: 機械輸入税の免除ならびに
輸出向け製品に使われる原材料輸入税の免除
土地所有権・技術者へのビザと就労許可(ワークパーミット)

特別経済開発区における投資奨励政策

- 法人所得税の減免恩典 特別経済開発区政策委員会の定めによる対象業種

	A1	A2	A3	A4	B1	B2
□業種によって付与される法人所得税の免除期間	8	8	8	8	8	8
□ 5年間にわたる50%減税	✓	✓	✓	✓	✓	✓

- その他の恩典: 機械輸入税の免除ならびに
輸出向け製品に使われる原材料輸入税の免除
土地所有権・技術者へのビザと就労許可(ワークパーミット)

注意事項



新投資奨励政策は、2015年1月1日以降に
申請書を提出したプロジェクトに対し適用



2014年12月30日までに投資委員会事務局の
投資促進第1部～第4部にて申請を提出し
受理されたプロジェクトについては、認可日や
奨励の受理回答日等と関係なく、従来の投資
奨励政策が適用される

BOIのサービス

One Start One Stop Investment Center



より便利に、
より短時間で、
より効率的に



18th Floor, Chamchuri Square Building

319 Phayathai Road, Pathumwan

Domestic Call: 0 2209 1100, Inter. Call: (66 2) 209 1100

Email: osos@boi.go.th

のサービス

- 関連機関の担当官が一堂に会し、様々な相談に対応
- 投資家に対し以下のような申請や必要書類の準備の便宜を図る:
 - ・ 投資奨励申請
 - ・ 外国人事業許可の取得
 - ・ 税務登記
 - ・ 環境影響評価の準備
 - ・ 公共設備の取得 等

ビザ & ワークパーミットの ワンストップ・サービス・センター



投資委員会
事務局



入国管理局



雇用局

BOI奨励プロジェクトのための外国人技術者および専門家の就労

BUILDの活動

ASID

セミナー

ソーシング
プログラム
(sourcing@boi.go.th)

VMC
ロード
ショー

Vendors
meet
customers

マーケット
プレス

ビジネス
マッチング



BOI 東京事務所

東京

タイ王国大使館

経済・投資事務所

タイ投資委員会

〒107-0052

東京都港区赤坂2-11-3

福田ビルウェスト8階

Tel: 03-3582-1806

Fax: 03-3589-5176

E-mail: tyo@boi.go.th



サリン・ウィサーンサワット

公使／所長

BOI 大阪事務所

大阪
大阪総領事館
タイ投資委員会
〒541-0056
大阪府中央区久太郎町1-9-16
バンコック銀行ビル 7階

Tel:06-6271-1395
Fax:06-6271-1394
E-mail: osaka@boi.go.th



ナルチャー・ルチュパン
領事／所長

ご清聴ありがとうございました

